

# モバイル接続料算定の現状と課題

～モバイル接続料算定の更なる適正性向上に向けた総合的な検討の必要性～

---

平成24年10月23日

事 務 局

# 接続料算定の適正性向上に向けたこれまでの取組

- 第二種指定電気通信設備制度(以下「二種指定設備制度」という。)は、モバイル市場の公正競争環境を整備する観点から、2001年の電気通信事業法改正により導入。現在までに、NTTドコモ、沖縄セルラー、KDDIが指定。
- 接続料算定について、事業者ごとに異なる取扱いが行われている状況を踏まえ、情報通信審議会において接続料算定の適正性向上に向けた検討が行われ、2009年以降、「接続料算定ルール及び検証の仕組みの整備」、「接続会計の導入」等の、接続料算定/検証の基本的枠組が整備。

2001年～

## 【二種指定設備制度の導入】

- 一定以上の端末シェアを有する電気通信事業者の接続協議における交渉上の優位性に着目し、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられた制度。当該事業者を告示により指定し(二種指定事業者)、接続約款の作成・公表・届出、接続会計の整理等の規律を課す。
- 接続料は、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならない。

・2002年2月：NTTドコモ9社を指定、沖縄セルラーを指定 ・2005年12月：合併後のKDDIを指定 ・2008年7月：合併後のNTTドコモを指定

2009年～

・二種指定設備制度においては、具体的な接続料の算定ルールが存在しないため、事業者ごとに異なる取扱いが行われる状況。  
・接続料算定に係る規制内容について、その適正性・透明性向上を求める多数の意見。

## 【接続ルール答申】(情報通信審議会 答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(2009年10月))

- 接続料算定の適正性・透明性の向上を図る観点から、接続料算定の考え方を整理の上、ガイドラインで規定することが適当。
- 接続料算定の透明性向上、検証可能性を高める観点から、二種指定事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当。
- まずは接続料算定の基本的枠組みを整理し、その精緻化は、今後必要な範囲内で漸進的に行っていくという方針が適当。

2010年～

## 【接続料算定ルール及び検証の仕組みの整備】

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下「二種指定ガイドライン」という。)を策定(2010年3月)。

- ・ 接続料の算定方法に係る考え方を明確化
- ・ 検証可能性に留意して提出すべき算定根拠を明確化

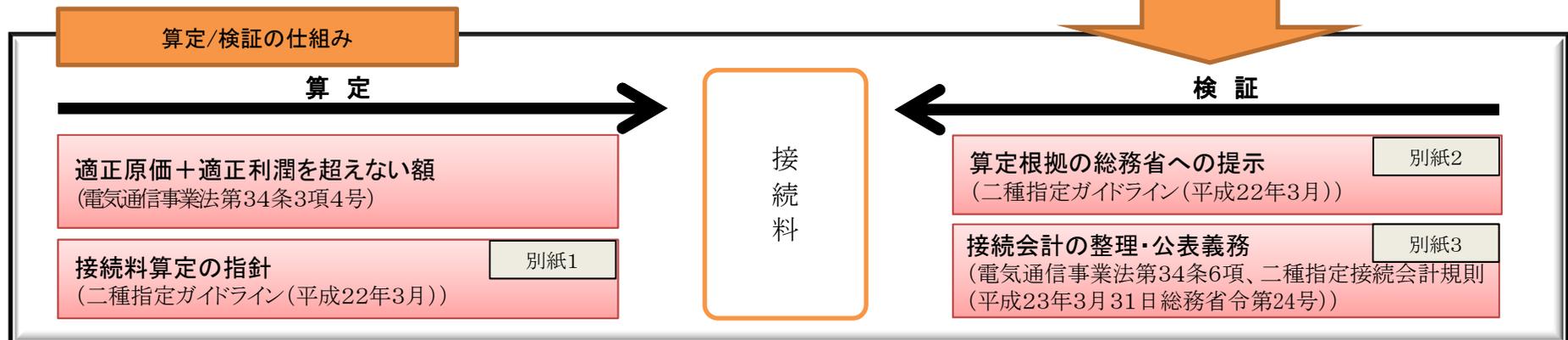
## 【接続会計の導入】

「第二種指定電気通信設備接続会計規則」(以下「二種指定接続会計規則」という。)を制定、会計整理義務を規定(2011年3月)。

## 二種指定設備制度の概要

- 相対的に多数のシェアを占める者が有する「接続協議における強い交渉力」に着目し、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられた制度。
- 接続料算定の適正性向上の観点から、これまでに算定/検証の基本的枠組みが整備。
  - 算定：①「適正原価＋適正利潤を超えない額」、②「接続料算定の指針」(二種指定ガイドライン)
  - 検証：③「算定根拠の総務省への提示」(二種指定ガイドライン)、④「接続会計の整理・公表義務」

	第一種指定電気通信設備制度(固定系)	第二種指定電気通信設備制度(移動系)
規制根拠	設備の不可欠性(ボトルネック性)	電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力
指定要件	都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTT東西を指定(98年)	業務区域ごとに <b>10%超</b> のシェアを占める端末設備を有すること NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)・沖縄セルラー(02年)を指定
接続関連規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 接続約款(接続料・接続条件)の認可制</li> <li>■ 接続会計の整理義務</li> <li>(※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 接続約款(接続料・接続条件)の届出制</li> <li>■ 接続会計の整理・公表義務</li> </ul>



# 「二種指定ガイドライン」の概要(接続料算定の指針)

- 接続ルール答申(平成21年10月)を踏まえ、平成22年3月、二種指定ガイドラインを策定・公表して、接続料の算定方法に係る考え方等を明確化。

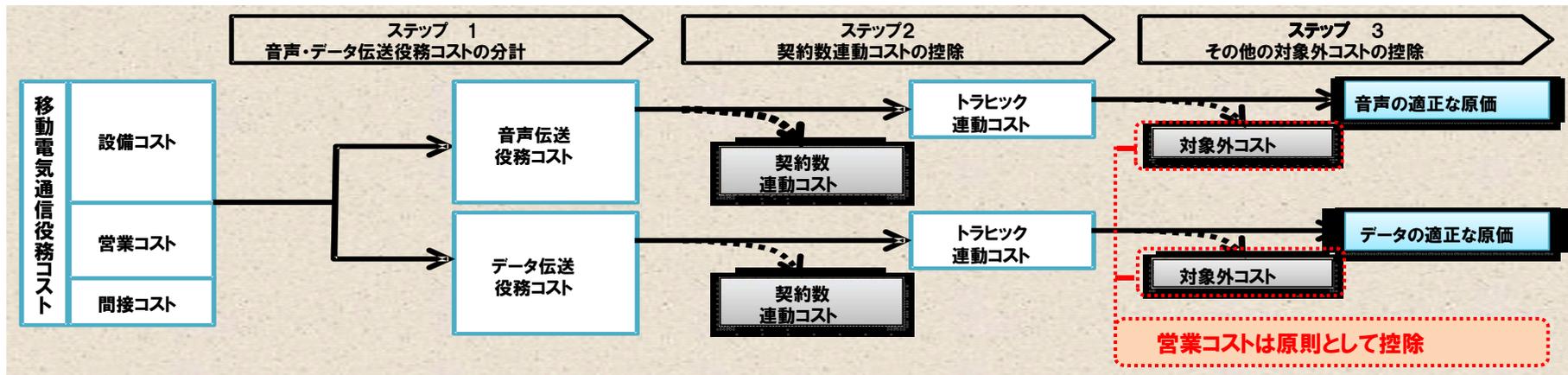
## ■ 接続料の算定方法

### 1. 基本的な考え方

$$\text{接続料} \leq (\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}) \div \text{需要}$$

### 2. 適正な原価の算定方法

☞ 算定プロセスを明示。



### 3. 適正な利潤の算定方法

☞ 第一種指定電気通信設備制度(NTT東西が対象)と同様の算定式を明示。

$$\text{適正な利潤} = \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{利益対応税}$$

### 4. 需要の算定方法

☞ 音声・データごとに明示。

- 音声の需要 ... 通信経路の違いによる設備の使用の違いを考慮した総通信時間(秒)
- データの需要 ... ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総帯域幅(Mbps)

## ■ 対象事業者

二種指定事業者(NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー)を対象としているが、その他の携帯電話事業者(ソフトバンクモバイル等)についても、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当。

# 「二種指定ガイドライン」の概要(算定根拠の提示)

- 接続ルール答申(平成21年10月)を受け、接続約款の届出の際に、接続料の水準やその算定プロセスを検証できるような算定根拠を総務省に提出させることとし、二種指定ガイドライン「別表第2」として策定。
- 接続料の算定根拠が示された場合には、総務省は、当該接続料の算定が二種指定ガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を実施。

(参考)二種指定ガイドライン 別表第2(抄)

		移動電気通信事業に係る総コスト											
		音声伝送役務に係るコスト					データ伝送役務に係るコスト						
		契約数連動コスト	トラフィック連動コスト				帯域幅課金対象外コスト	帯域幅課金対象コスト					
			接続料対象外コスト	接続料原価	接続料原価	接続料原価		接続料対象外コスト	接続料原価	接続料原価			
設備コスト	運用費												
	施設保全費												
	試験研究費												
	研究費償却												
	減価償却費												
	固定資産除却費												
	通信設備使用料												
	租税公課												
	計												
営業コスト	営業費												
間接コスト	共通費												
	管理費												
	計												
総計													

# 二種指定接続会計規則の概要(接続会計の整理・公表義務)

- 接続ルール答申(平成21年10月)を受け、接続料算定の透明性向上を図り接続事業者の検証可能性を高める観点から、二種指定事業者に対する会計制度を導入。(「二種指定接続会計規則」)
- 二種指定接続会計規則では、主に、会計の整理の方法、作成すべき書類、総務大臣への提出・公表について規定。

## 省令の構成

目的:二種指定事業者(NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー)が取得すべき接続料の適正な算定に資する。

### 会計の整理の方法

● 電気通信事業会計規則の規定を準用

### 作成すべき書類

● 電気通信事業会計規則の規定を準用  
● 移動電気通信役務収支表 等

### 総務大臣への提出・公表

● 3月以内に総務大臣へ提出  
● 5年間公衆の縦覧 等

### 適用年度

● 平成22年度会計からの適用

## 移動電気通信役務収支表

## 提出、公表等

### 総務大臣への提出、公表

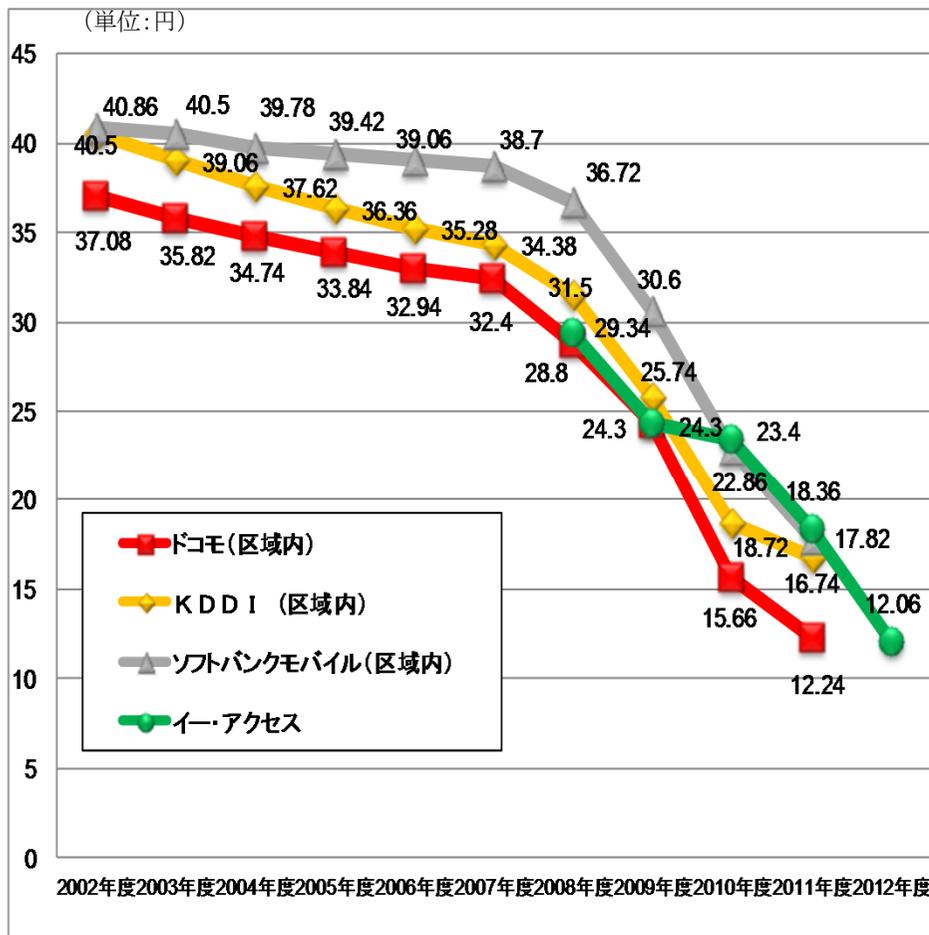
- 接続会計報告書(貸借対照表、損益計算書、個別注記表、移動電気通信役務収支表)
- 配賦整理書

役務の種類		営業収益	営業費用	営業費	運用費	施設 保険費	共通費	管理費	試験 研究費	研究費 償却	減価 償却費	固定 資産 除却費	通信 設備 使用料	租税 公課	営業利益	摘要
移動 電気 通信 役 務	携帯電話															
	P H S															
	その他の 移動体通信															
	小 計															
データ伝送役 務																
	小 計															
移動電気通信役務 以外の電気通信役務																
合 計																

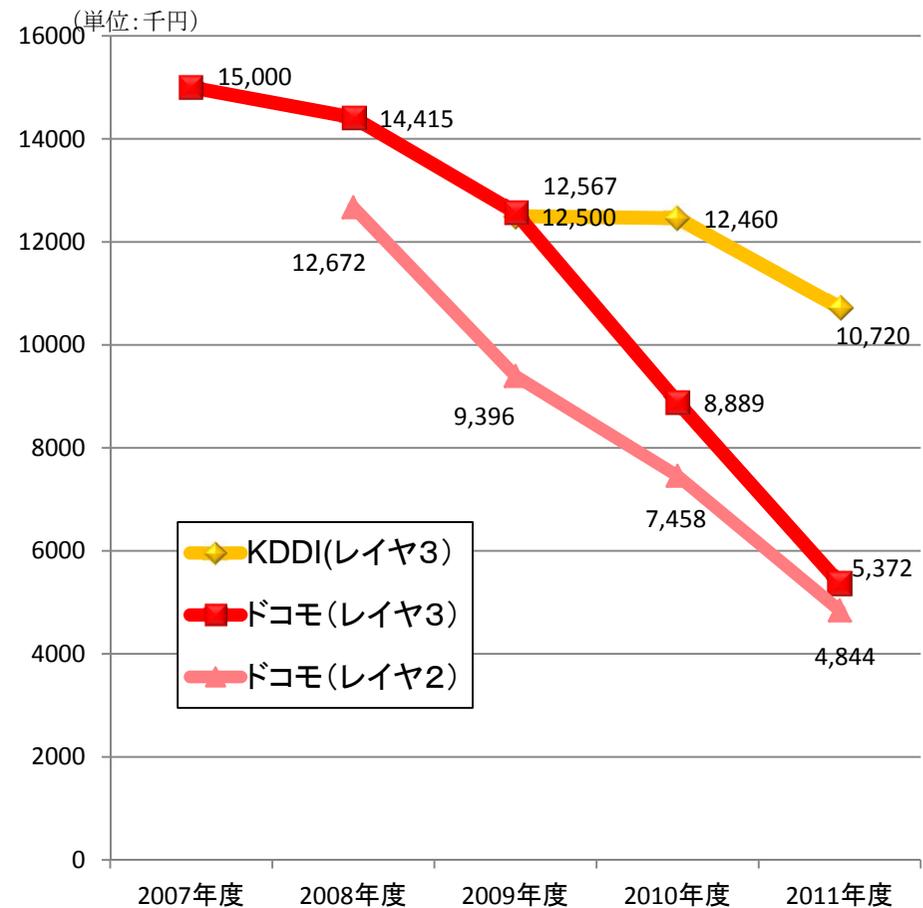
# モバイル接続料の推移

● 「二種指定ガイドライン」策定(携帯電話事業者の接続料の算定方法等に係る基本的な考え方を明示)等の基本的枠組みの整理により、モバイル接続料算定の適正性が向上、携帯電話の音声・データ接続料は低廉化が進展。

携帯電話の音声接続料(3分あたり)の推移



携帯電話のデータ接続料(10Mbps当たり・月額)の推移



## 「接続ルール答申」以降の状況

- 基本的枠組みの整備によりモバイル接続料算定の適正性は向上したものの、モバイル市場における環境変化を踏まえ、算定方法の更なる適正性向上が求められる状況。
- こうした状況に対応し、「接続ルール答申」及び「ブロードバンド答申」を踏まえ、モバイル接続料算定について、更なる適正性向上に向けた総合的な検討が必要。

### 【接続ルール答申】

※ ただし、まずは接続料算定の基本的枠組みを整理することを主眼とし、その精緻化は、今後必要な範囲内で漸進的に行っていくという方針を採用することが適当、と答申。

2011年～

・ 基本的枠組みが整理され、モバイル接続料算定の適正性は向上したが、ガイドライン策定後のモバイル市場における環境変化を踏まえ、接続料算定の更なる適正性の向上が求められる状況。

### 【ブロードバンド答申】(情報通信審議会 答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(2011年12月))

モバイル市場における環境変化に対応し、市場活性化を図る観点から、「二種指定ガイドラインに基づく接続料設定」等について「その適正性と推進状況を検証」することが適当、と答申。

2012年～



**モバイル接続料算定の更なる適正性向上に向けた総合的な検討が必要**

# 参 考 资 料

---

## ブロードバンド答申の概要(「MVNO※事業者の参入促進」部分)

- 「ブロードバンド答申」では、モバイル市場において、事業者間の競争を一層促進し、サービスの多様化と料金の低廉化を図ることが必要との認識の下、「MVNO事業者の参入促進」の観点から答申が行われたところ。

### 【基本的な方向性】

モバイル市場の活性化のためには、MVNO※の事業展開が重要であり、引き続きMVNOの参入促進措置が必要。

#### 【MVNOの更なる参入の促進の観点】

- MVNOがMNOからネットワークの提供を受ける形態として、卸電気通信役務の形態と接続の形態があるが、どちらか一方の形態に限定することは、現時点では適当ではない。
- MVNOの参入促進によるモバイル市場の発展という趣旨にそぐわない態様での接続請求が行われるおそれが指摘されている状況を踏まえ、これまでの累次の解釈を整理し、接続拒否事由の明確化を図ることが望ましい。

#### 【MNOの「ダムパイプ化」の観点】

- 端末レイヤーや上位レイヤーが起点となった新たな垂直統合モデルの出現・進展は、必ずしも接続の形態によるMVNOを認める現在の制度が大きな原因となっているものではない。
- MNOの設備投資インセンティブを損なわないことに留意しつつ、MNO・MVNO双方にとって新たなビジネスモデルの登場を阻害しないような適正なオープン化を目指すことが必要。

以下の事項について、その適正性と推進状況を検証した上で、引き続きその推進に努めることが適当

- MVNO事業化ガイドラインに基づく卸電気通信役務に関する標準プランの作成・公表
- 二種指定ガイドラインに基づく接続料設定及びアンバンドル化
- SIMロック解除ガイドラインに基づくSIMロック解除の実施

※Mobile Virtual Network Operatorの略。自らは周波数の割当てを受けることなく、移動体通信事業者のネットワークを利用してサービス提供をする事業者。

## モバイル分野における規制対象の見直し

- 「ブロードバンド答申」において、二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保することが適当、と答申。



- ブロードバンド答申を受け、2012年6月に関係省令を改正し、二種指定設備制度(モバイル分野における接続料等に関する規律)に係る指定の基準値について、「端末シェア25%超」から「端末シェア10%超」に変更。これにより、NTTドコモ、KDDI及び沖縄セルラーに加え、ソフトバンクモバイルが新たに指定対象。
- 情報通信行政・郵政行政審議会に、ソフトバンクモバイルの指定に係る告示改正を諮問。(諮問済(本年9月4日))

### 構 成 員 限 り

#### ■平成14年2月ドコモ9社を指定

(前年度末・前々年度末の平均シェアは、北海道60%・東北62%・中央64%・東海48%・北陸53%・関西52%・中国55%・四国68%・九州58%)

#### ■平成14年2月沖縄セルラーを指定

(前年度末・前々年度末の平均シェアは、52%)

#### ■平成17年12月合併後のKDDIを指定

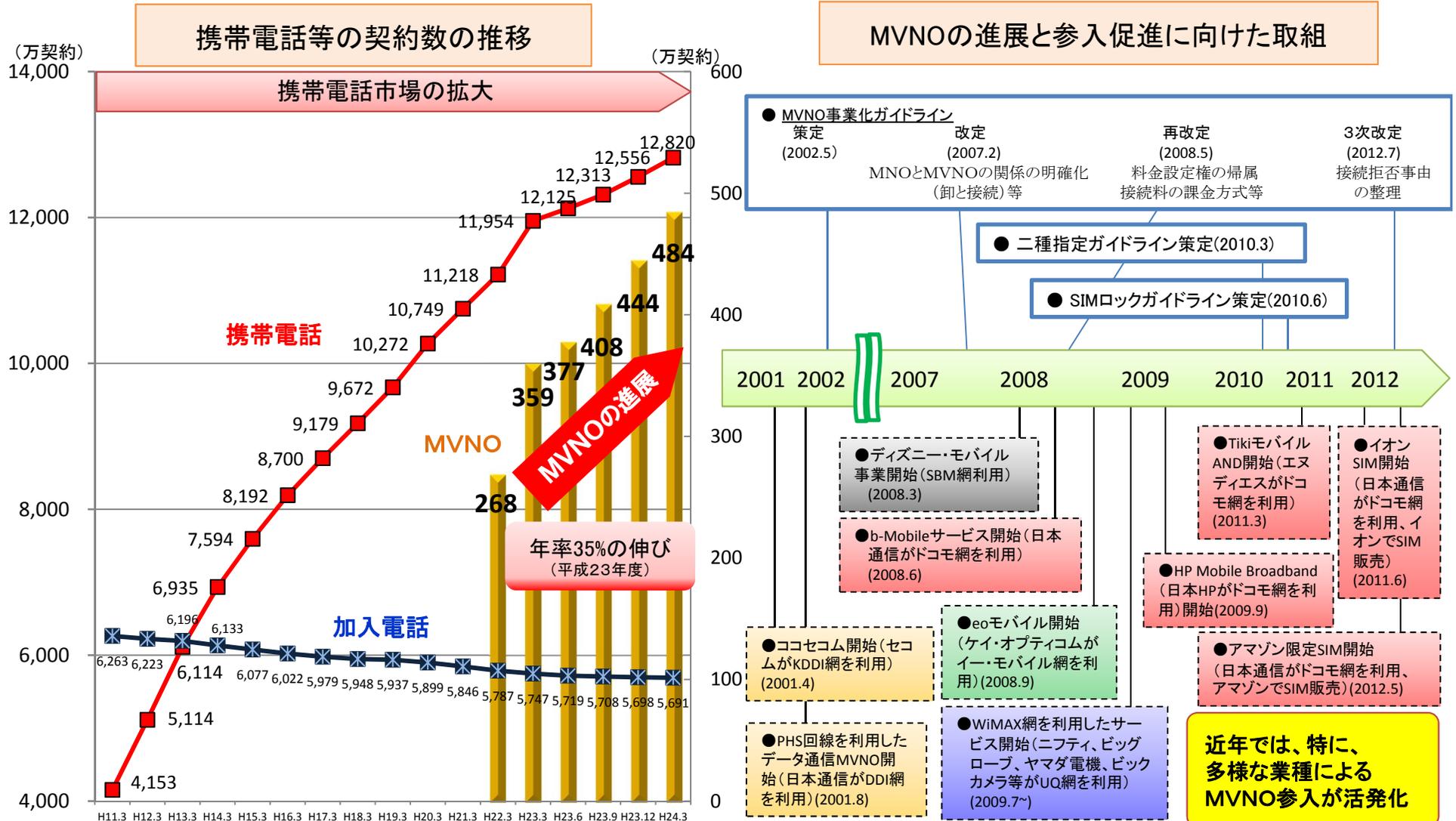
(前年度末・前々年度末の平均シェアは、26%)

#### ■平成20年7月合併後のドコモを指定

(前年度末・前々年度末の平均シェアは、53%)

# 電気通信市場における環境変化(モバイル市場の拡大、MVNOの進展)

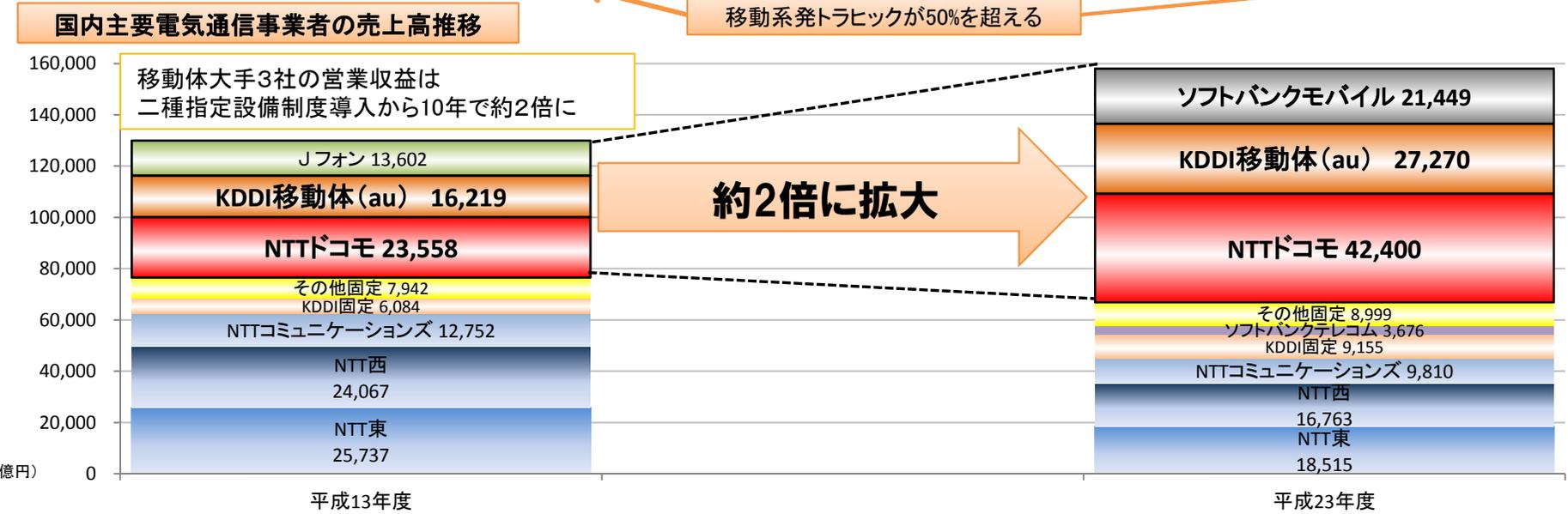
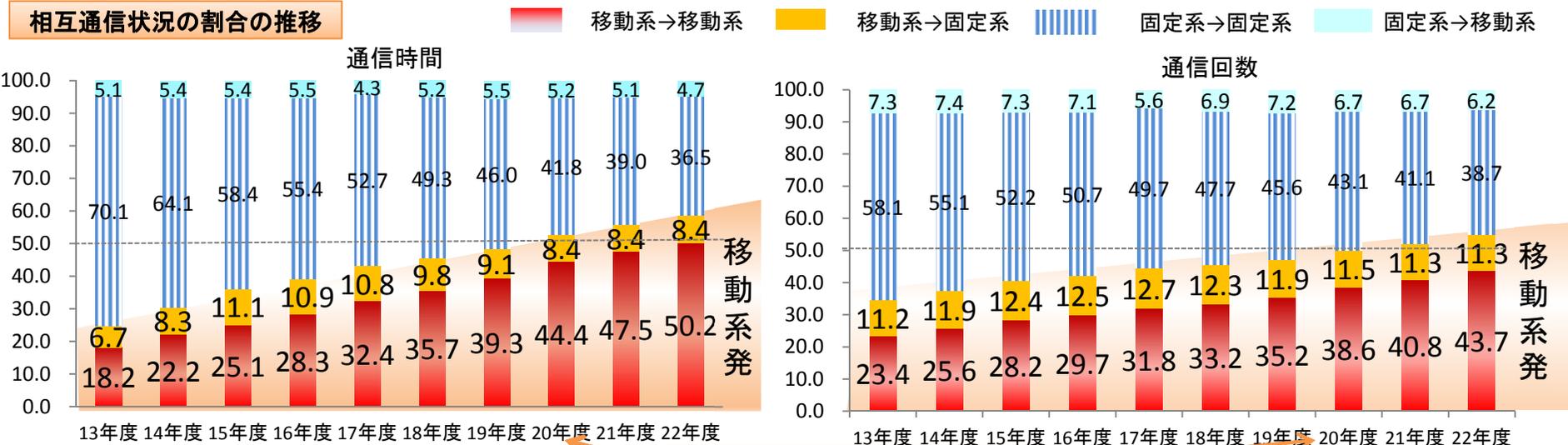
● 我が国の電気通信市場においては、固定通信市場が縮小する中で、モバイル市場の重要性が高まっていることに加え、多種多様なMVNO(※)が参入し、多様なサービスが提供されている状況。



※契約者数、事業者数については電気通信事業報告規則の規定に基づき報告を受けた数を集計

# 電気通信市場における環境変化について(相互通信状況、国内電気通信市場の売上高)

● 近年、移動系発のトラヒックの割合（通信時間、通信回数）の増加やモバイル事業者の売上高の拡大が顕著であり、モバイル市場の重要性が高まっている。



※ 各事業者の決算資料等に基づき作成。(平成13年度:au(KDDI)についてはツーカーグループを含み、KDDI固定については、KDDIの営業収益からKDDI移動体の営業収益を差し引いて算出。平成23年度:KDDIについては決算短信中のセグメント別売上高、ソフトバンクグループについてはソフトバンク社の連結決算短信中のセグメント別売上高)。